菊池市赤ちゃんの駅事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内のおむつ替え又は授乳のできる施設を登録し、広く周知することにより、乳幼児及びその保護者が安心して外出できる環境を整えるとともに、 地域社会全体で子育てを支えるまちづくりを推進することを目的とする。

(利用対象者)

第2条 菊池市赤ちゃんの駅を利用することができる者は、原則として、おむつ替え 又は授乳を目的とする乳幼児及びその保護者とする。

(登録対象施設)

- 第3条 菊池市赤ちゃんの駅として登録できる施設は、市内の公共施設又は民間施設 (以下これらを「施設」という。)とする。ただし、次の各号のいずれかに該当す る施設を除く。
  - (1) 暴力団の関連する施設
  - (2) 法令等に違反し、又はそのおそれがある施設
  - (3) 公序良俗に反し、又はそのおそれがある施設
  - (4) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする施設
  - (5) その他本事業にふさわしくないと市長が認めた施設

(登録基準)

- 第4条 赤ちゃんの駅として登録できる施設は、市が設置するもののほか、市内に存する民間施設であって、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。
  - (1) 屋内において次のいずれかに該当する設備を有していること。
    - ア おむつ替え台、ベビーベッドその他これらに準ずるおむつ替え用の設備
    - イ 授乳のできる設備(調乳用のお湯を提供する場合にあっては、乳児用調整粉乳 の安全な調乳及び保存及び取扱いに関するガイドラインについて(平成19年6 月5日付け食安基発第0605001号及び食安監発第0605001号)に基づきお湯を提供することができる設備であること。)
    - ウ トイレ内におけるベビーキープ等の設備
  - (2) 次の全てに該当していること。
    - ア 授乳又はおむつ替えのできる設備については、その姿が他の人から見えない 設備であること。

- イ 衛生面に配慮し、定期的に清掃を行うこと。
- ウ 赤ちゃんの駅の利用料は、無料とすること。
- (3) その他市長が赤ちゃんの駅の登録に必要と認める基準

# (登録方法等)

- 第5条 菊池市赤ちゃんの駅として登録を希望する施設の管理者(以下「申請者」という。)は、菊池市赤ちゃんの駅登録申請書(様式第1号)により、市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、前条の基準 を満たすと認めるときは、当該施設を赤ちゃんの駅を設置する施設(以下「登録施 設」という。)として登録し、菊池市赤ちゃんの駅登録証(様式第2号)により、 その旨を申請者に通知するものとする。

### (登録の変更等)

第6条 登録施設の管理者は、内容を変更しようとするとき又は登録を廃止しようとするときは、あらかじめ、菊池市赤ちゃんの駅登録内容変更・廃止届(様式第3号)により、市長に届け出なければならない。

# (表示等)

- 第7条 登録施設の管理者は、市長が交付する菊池市赤ちゃんの駅を示すステッカー 等を、施設の出入口その他分かりやすい場所に掲示するものとする。
- 2 登録施設の管理者は、商品及び企業広告に登録施設である旨を表示することがで きる。

#### (登録の解除)

- 第8条 市長は、登録施設が第4条に規定する登録基準を満たさないことが明らかに なったとき又は登録施設として適当でないと認めるときは、登録を解除することが できる。
- 2 市長は、前項の規定により登録を解除したときは、理由を付して菊池市赤ちゃんの駅登録解除通知書(様式第4号)により、登録を解除した施設の管理者に通知するものとする。

# (実施状況報告等)

第9条 市長は、登録施設の管理者に対して、必要に応じ、実施状況について報告を 求めることができる。 2 市長は、必要に応じ、登録施設の現状を確認することができる。 (公表)

第10条 市長は、登録施設の名称、所在地、登録内容等を市ホームページその他適当 と認める方法により公表するものとする。

(子育て情報の提供)

第11条 登録施設は、事業に加え、子育でに関する情報の提供を行うことができると きは、併せて行うものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。